

Q1: 出産・育児、介護、長期の療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A: 休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた、収入がない(もしくは著しく減少する)会員の支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては理事会がその都度判断をしますので事務局までご連絡をお願い申し上げます。

Q2: 休会と退会は何が違うのでしょうか？

A: 休会は正会員に対して定められていますので、休会しても(社)大阪府作業療法士会 正会員としての籍は残ります(ただし、休会期間中は府士会の在籍年数には算入されません)。一方、退会されると正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きと入会金が必要になります。

Q3: 1年間より短い期間の休会、年度途中からの休会も可能でしょうか？

A: 年度の途中で休会することはできません。府士会の会費は年会費であり会員資格も年度単位となっています。年会費を支払えば、その年度に関しては4月1日から翌年3月31日までの会員資格が継続されます。

休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望される場合は、府士会事務局あてに「復会届」に必要事項を記入し、署名・捺印をして提出するとともに、当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。

Q4: 休会期間中、府士会が主催する研修会等は全く受講できないのでしょうか？

A: 非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくこととなります。日本作業療法士協会休会中は、受講履歴の証明はできず、参加ポイント、生涯教育ポイントの発行はできません。

Q5: 休会期間中も府士会ニュースだけ、あるいは学術誌だけ読みたいのですが？

A: マ・メール、府士会公式 SNS に登録されている場合は府士会から情報発信された場合は情報を得ることができます。また、マ・メールでは府士会ニュースの配信も行っています。ただし、紙媒体での学術誌(大阪作業療法ジャーナル)、機関紙(府士会ニュース)の発送は停止されます。

Q6: 復会はどのような手続きをすればよいのでしょうか？

A: 休会された正会員は、休会延長もしくは退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会となります。したがって、引き続き休会を延長される場合は、当該休会期間内の1月31日までに休会届および休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)を会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによ

って休会を延長することができます。ただし、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められません。また、休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は理事会が指定する期限内に退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会となります。

Q7:「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が間に合わない場合は、どうしたらいいでしょうか？

A:まず、大阪府作業療法士会所定の休会届だけ先に提出してください。同時に、府士会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能かなどについてご相談ください。休会危機感中の1月31日までに証明書が提出されない場合は会員資格を失うこととなりますのでご注意ください。

Q8:休会申請をした場合、府士会費の自動振替はどうなりますか？

A:府士会が申請書を受け取った時点で、口座振替停止手続きを行います。したがって、休会中は自動引き落としは停止されます。

休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。そのため、復会の年度は会費の自動引き落としを再開します。(※手続きのタイミングにより、口座引落の再開ができない場合や、休会が認められたにもかかわらず、引き落とし停止処理が間に合わなかった場合は事務局よりご連絡いたします)

Q9:休会期間中に受講した府士会主催以外の学会・研修会などの受講履歴やポイントは生涯教育ポイントとして有効になるのでしょうか？

A:府士会主催以外の学会・研修会などについて、参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに参入する手続きを行うことはできません。

そのほか、ご不明な点がある場合は府士会事務局までお問い合わせください。

<各種届の送付先>

〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-16-8 玉造井上ビル 6階 大阪府作業療法士会事務局

TEL :06-6765-3375 FAX:06-6765-3376

E-mail:jimu@osaka-ot.jp